

ASAHI NEWS

令和4年3月10日
第144号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 3月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

- 令和3年分 所得税の確定申告期限:3月15日
- 令和3年分 贈与税の申告期限:3月15日
- 令和3年分 消費税(個人)の確定申告期限:3月31日

経営・経済

- 3月11日: 法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)
- 3月16日: 貿易統計発表(財務省)
- 3月18日: 全国消費者物価指数発表(総務省)
- 3月24日: EU首脳会議(ブリュッセル、25日まで)
- 3月29日: 有効求人倍率発表(厚労省)
- 3月30日: 米・第4四半期GDP確定値発表(商務省)
- 3月31日: 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



財産債務調書制度の見直し



財産債務調書制度とは

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の要件を満たす方は保有する財産及び債務に係る財産債務調書を提出しなければならないとされています。

現行の提出義務者は、所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が**2,000万円を超え**、かつ、その年の12月31日において、財産の価額の合計額が**3億円以上**の財産、または、財産の価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方となります。

令和5年分以降の変更点

現行制度では、高額な資産を保有していても、所得2,000万円以下の者は財産債務調書の提出義務者には該当しないため、課税庁側で納税者の資産状況を十分に把握するのが難しい状況となっていました。この状況を見直すために今回の改正が行われます。

また、保有資産の種類・数量・価額を正確に算出するための納税者側の事務負担も考慮し、提出期限についても合わせて見直しが行われています。

	現行	改正案
提出義務者	所得金額の合計額が2,000万円超 かつ財産価額が3億円以上の者	現行の対象者のほか 財産価額が10億円以上 の者
提出期限	その年の翌年3月15日	その年の翌年 6月30日
宥恕措置	提出期限後に提出した場合に、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、提出期限内に提出されたものとみなし、過少申告加算税等の特例を適用する	提出期限後に提出した場合に、調査通知前にされたものであるときは、過少申告加算税等の特例を適用する
家庭用動産の記載	100万円未満の 家庭用動産は省略可	300万円未満 の 家庭用動産は省略可

最後に . . .

現行では10億円以上の財産を有していても、所得が2,000万円以下の方は提出義務がありませんでしたが、**令和5年分以降**は提出義務者に該当するため、今まで以上に提出義務者が増加することになります。

財産債務調書の未提出や重要な事項の記載が不十分である場合にはペナルティが生じるため、適正な財産債務調書の提出は今後より重要となります。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の税額控除

前月は中小企業向けを取り上げましたので、今月は大企業(資本金1億円超の企業など)向けとなります。大企業向けの人材確保等促進税制は見直され、継続雇用者給与等支給額の前年度からの上昇率等に合わせ、下表のように一定の給与増加額の最大30%の税額控除となる見込みです。



税制の概要

本税制は、従業員の給与等を一定の要件で増加させた場合、法人税から一定額を税額控除できる制度です。**役員の特典関係者や使用人兼務役員に対する給与や賞与は除かれます**ので、従業員の方の給与・賞与の増加が必要となります。

		現行制度	改正案 ※1
適用要件	①	新規雇用者給与等支給額が前年度比2%以上増加	継続雇用者給与等支給額※2が前年度比3%以上増加
	②		継続雇用者給与等支給額※2が前年度比4%以上増加
税額控除	①	控除対象新規雇用者給与等支給額の15%	控除対象雇用者給与等支給増加額※3の15%
	②		控除対象雇用者給与等支給増加額※3の25%
上乗せ要件	①	教育訓練費※4が前年度比20%以上増加	変更なし
上乗せ税額控除	+5%の税額控除		
最大控除率	適用要件①+上乗せ税額控除=20% 適用要件②+上乗せ税額控除=30%		
控除上限	法人税額の20%		

見直しと拡充

※1 資本金の額等が10億円以上、かつ、従業員の数が1,000人以上の場合、給与等の引上げ方針、取引先との適切な関係の構築方針等の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用。設立事業年度は対象外。

※2 継続雇用者(国内事業所で雇用した雇用保険法の一般被保険者で、前期及び当期の全期間に支給を受けた雇用者)に対する給与等支給額をいいます。

※3 税額控除対象となる給与等支給増加額は雇用保険者の一般被保険者のみではなく、雇用者給与が対象となります。

※4 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要(現行、確定申告書等への添付)。



(出典: 経済産業省資料をもとに作成)

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

令和3年12月10日公表の令和4年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。